

品質表示基準の見直しについて

「トマト加工品」



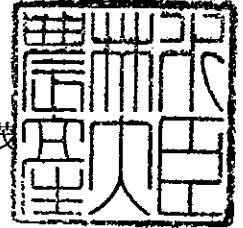
20消安第7020号

平成20年10月1日

農林物資規格調査会

会長 沖谷明紘 殿

農林水産大臣 石破 茂



日本農林規格及び品質表示基準の改正について（諮問）

下記1及び2に掲げる日本農林規格の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

また、下記3及び4に掲げる品質表示基準の改正を行う必要があるので、同法第19条の13第5項の規定に基づき貴調査会の意見を求める。

記

- 1 精製ラードの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第988号）
- 2 トマト加工品の日本農林規格（昭和54年10月11日農林水産省告示第1419号）
- 3 純製ラード品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1673号）
- ④ トマト加工品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1632号）

トマト加工品品質表示基準の見直しについて（案）

平成 21 年 2 月 9 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

「J A S 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成 17 年 8 月農林物資規格調査会決定）に基づき、トマト加工品品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1632 号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

トマト加工品の日本農林規格の見直しとの整合性を図る等の観点から、
（１）定義について、使用可能な原材料等を明確にするとともに、トマトソースの可溶性固形分の値を変更する。
（２）原材料名の表示の方法について、品目ごとに記載方法を規定する表現に変更する
（３）原材料名の醸造酢の表示方法を詳細に定める。
等の改正を行う。

トマト加工品品質表示基準の改正概要

1 定義の改正

- ・ トマト加工品の日本農林規格の定義と同様の改正を行う。

2 表示の方法の改正

- ・ 原材料名について、使用原材料ごとに区分して規定する方法から製品ごとに区分して規定する方法に書きぶりを改める。
- ・ 原材料名の醸造酢の表示方法を詳細に定める。

(第4条 (3)原材料名)

改 正 案	現 行
加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。	加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、 <u>使用した原材料を</u> 、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでに定めるところにより記載すること。
ア <u>トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト、トマトケチャップ、トマトソース及びチリソース</u> <u>使用した原材料を</u> 、次に定めるところにより、(ア)及び(イ)の区分により記載すること。	ア <u>トマト、トマトジュース、トマトピューレー及びトマトペーストは</u> 、次に定めるところにより記載すること。
(ア) <u>食品添加物以外の原材料</u> にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。	(ア) <u>トマト果汁飲料以外のトマト加工品</u> にあつては、トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と記載すること。ただし、トマトミックスジュースにあつては、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースは、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と記載すること。
a トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と記載すること。	(イ) <u>トマト果汁飲料</u> にあつては、「トマトジュース」、「トマトピューレー」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、トマトピューレー及びトマ

b 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。

c bの規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって記載することができる。この場合において、記載する醸造酢が1種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。

d 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、

トペーストにあつては「濃縮トマト」と記載することができる。

イ トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト及び食品添加物以外の原材料は、次に定めるところにより記載すること。

(7) トマトミックスジュースにあつては、野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものは、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と記載すること。

(i) 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。

(v) 砂糖類は、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液

砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

e 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、dの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

f a から e までに規定するものの以外のものであっては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

(i) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

イ トマトミックスジュース

使用した原材料を、次に定めるところにより、(v)及び(i)の区分により記載

糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(x) 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、(v)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもって原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、これらの場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(y) (v)から(x)までに規定するもの以外のものであっては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

ウ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

<イの(v) 再掲>

トマトミックスジュースにあっては、

すること。

(ア) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a トマトジュースにあっては、「トマトジュース」と記載すること。
ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と記載すること。

b 野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあっては、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と記載すること。

c トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したものの以外のものであっては、アの(ア)のbからfまでの規定に従い記載すること。

(イ) 食品添加物は、アの(イ)の規定に従い記載すること。

ウ トマト果汁飲料及び固形トマト

使用した原材料を、次に定めるところにより、(ア)及び(イ)の区分により記載すること。

(ア) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と記載すること。

野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものは、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と記載すること。

<アの(イ) 再掲>

トマト果汁飲料にあっては、

「トマトジュース」、「トマトピューレー」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、トマトピューレー及びトマトペーストにあっては「濃縮トマト」と記載すること

ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と記載することができる。 b トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあつては、アの(ア)のbからfまでの規定に従い記載すること。 (イ) <u>食品添加物</u>は、アの(イ)の規定に従い記載すること。	ができる。
---	--------------

トマト加工品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1632号）一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																								
トマト加工品品質表示基準 (趣旨) 第1条 (略) (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ト マ ト 加 工 品</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>トマトジュース</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>トマトミックスジュース</td><td>次に掲げるものをいう。 1 (略) 2 トマトジュースを主原料とするもので、1に食塩、香辛料、砂糖類、酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ酸等)等(野菜類(きのこ類及び山菜類を含む。以下同じ。))以外の農畜水産物及び着色料を除く。)を加えたもの</td></tr> <tr> <td>トマトケチャップ</td><td>次に掲げるものをいう。 1 (略) 2 1に酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ酸等)、糊料等(たまねぎ及びにんにく以外の農畜水産物並びに着色料を除く。)を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの</td></tr> <tr> <td>ト マ ト ソ ー ス</td><td>次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもので可溶性固形分が8%以上25%未満のもの 2 1に食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ</td></tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	ト マ ト 加 工 品	(略)	トマトジュース	(略)	トマトミックスジュース	次に掲げるものをいう。 1 (略) 2 トマトジュースを主原料とするもので、1に食塩、香辛料、砂糖類、酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ酸等)等(野菜類(きのこ類及び山菜類を含む。以下同じ。))以外の農畜水産物及び着色料を除く。)を加えたもの	トマトケチャップ	次に掲げるものをいう。 1 (略) 2 1に酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ酸等)、糊料等(たまねぎ及びにんにく以外の農畜水産物並びに着色料を除く。)を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの	ト マ ト ソ ー ス	次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもので可溶性固形分が8%以上25%未満のもの 2 1に食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ	トマト加工品品質表示基準 (趣旨) 第1条 トマト加工品(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ト マ ト 加 工 品</td><td>トマトジュース、トマトミックスジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマト果汁飲料、固形トマト、トマトピューレー及びトマトペーストをいう。</td></tr> <tr> <td>トマトジュース</td><td>次に掲げるものをいう。 1 トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去したもの(以下「トマトの搾汁」という。)又はこれに食塩を加えたもの 2 濃縮トマトを希釈して搾汁の状態に戻したものの又はこれに食塩を加えたもの</td></tr> <tr> <td>トマトミックスジュース</td><td>次に掲げるものをいう。 1 トマトジュースを主原料とし、これに、セルリー、にんじんその他の野菜類を破砕して搾汁したものの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを加えたもの 2 トマトジュースを主原料とするもので、1に食塩、香辛料、砂糖類、酸味料、調味料(アミノ酸等)等(着色料を除く。)を加えたもの</td></tr> <tr> <td>トマトケチャップ</td><td>次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマトに食塩、香辛料、食酢、砂糖類及びたまねぎ又はにんにくを加えて調味したもので可溶性固形分が25%以上のもの 2 1に酸味料、調味料(アミノ酸等)、糊料等(着色料を除く。)を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの</td></tr> <tr> <td>ト マ ト ソ ー ス</td><td>次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもので可溶性固形分が9%以上25%未満のもの 2 1に食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料、調味料(アミノ酸等)、糊料等(着色料を除く。</td></tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	ト マ ト 加 工 品	トマトジュース、トマトミックスジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマト果汁飲料、固形トマト、トマトピューレー及びトマトペーストをいう。	トマトジュース	次に掲げるものをいう。 1 トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去したもの(以下「トマトの搾汁」という。)又はこれに食塩を加えたもの 2 濃縮トマトを希釈して搾汁の状態に戻したものの又はこれに食塩を加えたもの	トマトミックスジュース	次に掲げるものをいう。 1 トマトジュースを主原料とし、これに、セルリー、にんじんその他の野菜類を破砕して搾汁したものの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを加えたもの 2 トマトジュースを主原料とするもので、1に食塩、香辛料、砂糖類、酸味料、調味料(アミノ酸等)等(着色料を除く。)を加えたもの	トマトケチャップ	次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマトに食塩、香辛料、食酢、砂糖類及びたまねぎ又はにんにくを加えて調味したもので可溶性固形分が25%以上のもの 2 1に酸味料、調味料(アミノ酸等)、糊料等(着色料を除く。)を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの	ト マ ト ソ ー ス	次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもので可溶性固形分が9%以上25%未満のもの 2 1に食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料、調味料(アミノ酸等)、糊料等(着色料を除く。
用 語	定 義																								
ト マ ト 加 工 品	(略)																								
トマトジュース	(略)																								
トマトミックスジュース	次に掲げるものをいう。 1 (略) 2 トマトジュースを主原料とするもので、1に食塩、香辛料、砂糖類、酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ酸等)等(野菜類(きのこ類及び山菜類を含む。以下同じ。))以外の農畜水産物及び着色料を除く。)を加えたもの																								
トマトケチャップ	次に掲げるものをいう。 1 (略) 2 1に酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ酸等)、糊料等(たまねぎ及びにんにく以外の農畜水産物並びに着色料を除く。)を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの																								
ト マ ト ソ ー ス	次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもので可溶性固形分が8%以上25%未満のもの 2 1に食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ																								
用 語	定 義																								
ト マ ト 加 工 品	トマトジュース、トマトミックスジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマト果汁飲料、固形トマト、トマトピューレー及びトマトペーストをいう。																								
トマトジュース	次に掲げるものをいう。 1 トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去したもの(以下「トマトの搾汁」という。)又はこれに食塩を加えたもの 2 濃縮トマトを希釈して搾汁の状態に戻したものの又はこれに食塩を加えたもの																								
トマトミックスジュース	次に掲げるものをいう。 1 トマトジュースを主原料とし、これに、セルリー、にんじんその他の野菜類を破砕して搾汁したものの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを加えたもの 2 トマトジュースを主原料とするもので、1に食塩、香辛料、砂糖類、酸味料、調味料(アミノ酸等)等(着色料を除く。)を加えたもの																								
トマトケチャップ	次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマトに食塩、香辛料、食酢、砂糖類及びたまねぎ又はにんにくを加えて調味したもので可溶性固形分が25%以上のもの 2 1に酸味料、調味料(アミノ酸等)、糊料等(着色料を除く。)を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの																								
ト マ ト ソ ー ス	次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもので可溶性固形分が9%以上25%未満のもの 2 1に食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料、調味料(アミノ酸等)、糊料等(着色料を除く。																								

	酸等)、糊料等(野菜類以外の農畜水産物を除く。)を加えたもので可溶性固形分が8%以上25%未満のもの
チリソース	次に掲げるものをいう。 1 (略) 2 1にたまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類、酸味料(かんきつ類の果汁を含む。)、調味料(アミノ酸等)、カルシウム塩等(野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。)を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの
トマト果汁飲料	(略)
固形トマト	全形若しくは立方形等の形状のトマトに充てん液を加え、又は加えないで加熱殺菌したものをいう。
トマトピューレー	(略)
トマトペースト	(略)
トマト	(略)
濃縮トマト	(略)
全形	(略)
2つ割り	(略)
4つ割り	(略)
輪切り	(略)
くさび形	(略)
立方形	(略)
不定形	(略)
充てん液	次に掲げるものをいう。 1 (略)

	_)を加えたもので可溶性固形分が9%以上25%未満のもの
チリソース	次に掲げるものをいう。 1 トマトを刻み、又は粗く砕き、種子の大部分を残したまま皮を除去した後濃縮したもの(固形状のものを除く。)に食塩、香辛料、食酢及び砂糖類を加えて調味したもので可溶性固形分が25%以上のもの 2 1にたまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類、酸味料、調味料(アミノ酸等)、カルシウム塩等(着色料を除く。)を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの
トマト果汁飲料	次に掲げるもののうち、トマトの搾汁が50%以上のものをいう。 1 トマトの搾汁を希釈したもの 2 濃縮トマトを希釈してトマトの搾汁を希釈した状態となるもの 3 1又は2に食塩、砂糖類、香辛料等を加えたもの
固形トマト	全形若しくは2つ割り等の形状のトマトに充てん液を加え、又は加えないで加熱殺菌したものをいう。
トマトピューレー	次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24%未満のもの 2 1にトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24%未満のもの
トマトペースト	次に掲げるものをいう。 1 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24%以上のもの 2 1にトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24%以上のもの
トマト	完熟した赤色の、又は赤味を帯びたトマト(Lycopersicum esculentum P.Mi-11)の果実をいう。
濃縮トマト	トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去した後濃縮したもの(粉末状及び固形状のものを除く。)で無塩可溶性固形分が8%以上のもの
全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のものをいう。
2つ割り	全形をほぼ2分の1に切断したものをいう。
4つ割り	全形をほぼ4分の1に切断したものをいう。
輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のものをいう。
くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のものをいう。
立方形	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のものをいう。
不定形	全形を不定形に破砕したものをいう。
充てん液	次に掲げるものをいう。 1 トマトジュース、トマトピューレー又はトマトペースト若しくはこれにセ

2	(略)
3	1又は2に食塩、砂糖類、香辛料等（ <u>野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。</u> ）を加えたもの

(義務表示事項)

第3条 (略)

- 2 缶詰のトマト加工品で内面塗装缶を使用していないものにあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 名称、形状、原材料名及び保存方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア (略)

イ 固形トマトのうち、充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」と、充てん液としてトマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト又は水を加えたものにあつては、それぞれ「トマト・ジュースづけ」、「トマト・ピューレーづけ」、「トマト・ペーストづけ」又は「トマト・水煮」と、セルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあつては名称の次に括弧を付してそれぞれ「野菜入り」又は「皮付き」と記載すること。

(2) (略)

(3) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

	ルリー、ピーマン、たまねぎ等の野菜類を細切したもの（野菜類の搾汁を含む。）を加えたもの
2	水
3	1又は2に食塩、砂糖類、香辛料等（着色料を除く。）を加えたもの

(義務表示事項)

第3条 固形トマトにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、形状とする。

- 2 缶詰のトマト加工品で内面塗料缶を使用していないものにあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 名称、形状、原材料名及び保存方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア トマトジュースにあつては「トマトジュース」と、トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」と、トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」と、トマトソースにあつては「トマトソース」と、チリソースにあつては「チリソース」と、トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」と、トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」と、トマトペーストにあつては「トマトペースト」と記載すること。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と記載すること。

イ 固形トマトのうち、充てん液を加えていないもの（以下「ドライパック」という。）にあつては「トマト・ドライパック」と、充てん液としてトマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト又は水を加えたものにあつては、それぞれ「トマト・ジュースづけ」、「トマト・ピューレーづけ」、「トマト・ペーストづけ」又は「トマト・水煮」と、セルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあつては名称の次に括弧を付してそれぞれ「野菜入り」又は「皮付き」と記載すること。

(2) 形状

全形にあつては「全形」と、2つ割りにあつては「2つ割り」と、4つ割りにあつては「4つ割り」と、立方形にあつては「立方形」と、輪切りにあつては「輪切り」と、くさび形にあつては「くさび形」と、不定形にあつては「不定形」と記載し、その他のものにあつてはその形状を最もよく表す用語を記載すること。

(3) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでに定めるところにより記載すること。

ア トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト、トマトケチャップ、トマトソース及びチリソース

使用した原材料を、次に定めるところにより、(7)及び(イ)の区分により記載すること。

(7) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と記載すること。

b 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。

c bの規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって記載することができる。この場合において、記載する醸造酢が1種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。

d 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

e 使用した砂糖類が2種類以上の場合には、dの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

f aからeまでに規定するもの以外のものにあつては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

(イ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

イ トマトミックスジュース

使用した原材料を、次に定めるところにより、(7)及び(イ)の区分により記載すること。

(7) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a トマトジュースにあつては、「トマトジュース」と記載すること。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と記載すること。

b 野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあつては、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に「セルリー」、「セ

ア トマト、トマトジュース、トマトピューレー及びトマトペーストは、次に定めるところにより記載すること。

(7) トマト果汁飲料以外のトマト加工品にあつては、トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と記載すること。ただし、トマトミックスジュースにあつては、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースは、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と記載すること。

(イ) トマト果汁飲料にあつては、「トマトジュース」、「トマトピューレー」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、トマトピューレー及びトマトペーストにあつては「濃縮トマト」と記載することができる。

イ トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト及び食品添加物以外の原材料は、次に定めるところにより記載すること。

(7) トマトミックスジュースにあつては、野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものは、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と記載すること。

(イ) 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。

(ウ) 砂糖類は、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(エ) 使用した砂糖類が2種類以上の場合には、(ウ)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもって原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、これらの場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(オ) (7)から(ウ)までに規定するもの以外のものにあつては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

ウ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

<u>ルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と記載すること。</u> <u>c トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したもの以外のものにあつては、アの(7)のbからfまでの規定に従い記載すること。</u> <u>(i) 食品添加物は、アの(i)の規定に従い記載すること。</u> ウ トマト果汁飲料及び固形トマト <u>使用した原材料を、次に定めるところにより、(7)及び(i)の区分により記載すること。</u> <u>(7) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。</u> <u>a トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と記載すること。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と記載することができる。</u> <u>b トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあつては、アの(7)のbからfまでの規定に従い記載すること。</u> <u>(i) 食品添加物は、アの(i)の規定に従い記載すること。</u> 2 (略)	2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、形状、原材料名、固形量、内容総量、内容量、賞味期限、保存方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。 （その他の表示事項及びその表示の方法） 第5条 濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、日本工業規格Z8305（1962）（以下「JIS Z8305」という。）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字で、「濃縮トマト還元」の用語を表示しなければならない。 2 トマトピューレー及びトマトペーストにあつては、製造業者等は、義務表示事項のほか、トマトの搾汁を濃縮した度合を、容器又は包装の見やすい箇所に、背景の色と対照的な色で明瞭に、「トマトを裏ごしして、およそ3倍に濃縮してあります。」等と記載しなければならない。 3 トマト果汁飲料にあつては、製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JIS Z8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字で、トマトの搾汁の含有率を、実含有率を上回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位で、単位を明記して表示しなければならない。 （表示禁止事項） 第6条 (略)
（その他の表示事項及びその表示の方法） 第5条 (略) （表示禁止事項） 第6条 (略)	（その他の表示事項及びその表示の方法） 第5条 濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、日本工業規格Z8305（1962）（以下「JIS Z8305」という。）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字で、「濃縮トマト還元」の用語を表示しなければならない。 2 トマトピューレー及びトマトペーストにあつては、製造業者等は、義務表示事項のほか、トマトの搾汁を濃縮した度合を、容器又は包装の見やすい箇所に、背景の色と対照的な色で明瞭に、「トマトを裏ごしして、およそ3倍に濃縮してあります。」等と記載しなければならない。 3 トマト果汁飲料にあつては、製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JIS Z8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字で、トマトの搾汁の含有率を、実含有率を上回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位で、単位を明記して表示しなければならない。 （表示禁止事項） 第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(4)に掲げる事項については、トマト加工品の日本農林規格（昭和54年10月11日農林水産省告示第1419号）第6条に規定する規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。 (1) 生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語 (2) 天然又は自然の用語 (3) トマト果汁飲料における「トマトジュースドリンク」の用語 (4) 「特級」の用語 (5) 前号に掲げる等級を示す用語と紛らわしい用語

(6) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成20年10月3日（金）

14時～

場所：農林水産省第2特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

第1部

- (1) 日本農林規格の見直しについて
 - ・精製ラードの日本農林規格の改正
 - ・トマト加工品の日本農林規格の改正
- (2) 品質表示基準の見直しについて
 - ・純製ラード品質表示基準の廃止
 - ・トマト加工品品質表示基準の改正

第2部

- (1) 定温管理流通加工食品の日本農林規格の制定について
- (2) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 日本農林規格の見直しについて「精製ラード」（案）
- 3 品質表示基準の見直しについて「純製ラード」（案）
- 4 日本農林規格の見直しについて「トマト加工品」（案）
- 5 品質表示基準の見直しについて「トマト加工品」（案）
- 6 日本農林規格の制定について「定温管理流通加工食品」（案）
- 7 JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

参考資料

第1回（平成20年7月22日開催）検討資料

第2回（平成20年8月29日開催）検討資料

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職
◎ 石井 胖行	財団法人食品産業センター参与
◎ 伊藤 潤子	前日本生活協同組合連合会理事
◎ 加藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
◎ 田島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
◎ 並木 利昭	日本スーパーマーケット協会参与
○ 栗生 美世	社団法人栄養改善普及会理事
○ 板垣 和雄	株式会社A D E K A食品本部食品開発研究室長
○ 井出 武美	イオンリテール株式会社デリカ商品本部企画開発部長
○ 澤木 佐重子	社団法人全国消費生活相談員協会
○ 関 正綱	株式会社ファミリーマート取締役常務執行役員
○ 田丸 せつ子	全国生活学校連絡協議会副会長
○ 徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○ 野老 正明	社団法人日本べんとう振興協会専務理事
○ 畠山 俊次	カゴメ株式会社東京本社品質保証部長
○ 長谷川 朝恵	消費者（消費生活アドバイザー）
○ 堀江 雅子	財団法人ベターホーム協会常務理事
○ 松井 千輝	公募委員
○ 山根 香織	主婦連合会会長
佐野 邦生	イオンリテール株式会社デリカ商品本部カミサリーマネージャー

（注）◎：農林物資規格調査会委員

（五十音順、敬称略）

○：農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きに寄せられた意見・情報
(トマト加工品品質表示基準の一部改正案)

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H20.10.24～H20.11.22）

受付件数 なし

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H20.11.28～H21.1.17）

タイより、チリソースに果物及び乳製品が使用できないことを規定する定義の改正について、アセアン諸国では種々の原材料を使用したチリソースが市場に出回っているため、今回の定義改正にアセアン諸国のチリソースを含めないか、又は世界市場で日本のチリソースを流通させる場合には日本式チリソースであることを表示してほしいとのコメントがあった。

今回の定義の改正はトマト加工品に属するチリソースの定義改正であり、トマトを主原料としない唐辛子ベースのチリソースについては対象外である旨回答予定。